

○養父市青年就農給付金給付規則

平成25年3月22日

規則第6号

改正 平成25年10月3日規則第22号

平成26年8月20日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図るため、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成26年3月28日付け25経営第3715号農林水産事務次官依命通知）に基づき、経営開始型の青年就農給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付要件等)

第2条 この規則による給付金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則として45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
  - ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること。
  - イ 主要な農業機械及び施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。
  - ウ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷し、取引すること。
  - エ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - オ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人）以外の農業法人を継承する場合は、給付の対象外とする（なお、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、前号ア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。
- (4) 第4条第1項の経営開始計画（様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものも含む。）を中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれていること。

(6) 原則として生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと。

(7) 平成21年4月以降に農業経営を開始した者であること。

（給付金の額等）

第3条 給付金の額及び給付期間は、次のとおりとする。

(1) 給付金の額は、1人当たり年間150万円とする。また、給付期間は、最長5年間（平成25年度以前に経営を開始した者にあっては、経営開始後5年度目分まで）とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は、夫婦合わせて年間225万円を給付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

ウ 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

(3) 複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該新規就農者（当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）にそれぞれ年間150万円を給付する。なお、経営開始後5年以上経過している農業者と法人を設立する場合は、給付の対象外とする。

（給付の承認等）

第4条 給付金の給付を受けようとする者（以下「給付申請者」）は、経営開始計画（様式第1号）を作成し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、給付申請者から前項の経営開始計画の申請があった場合は、速やかに経営開始計画の内容について審査するものとする。審査に当たって、市長は、関係者で面接等を行い、又は必要な書類を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、第2条の要件を満たし、給付金を給付することが適当であると認める場合は、経営開始計画を承認し、審査の結果を経営開始計画承認通知書（様式

第2号)により申請者に通知するものとする。

(承認の変更)

第5条 前条第3項の承認の通知を受けた者は、経営開始計画を変更する場合は、市長に経営開始計画(変更)(様式第3号)を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。

2 市長は、前項の経営開始計画の変更申請があったときは、速やかに審査の上、変更することが適当であると認めるときは、経営開始計画変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(給付の申請)

第6条 第4条第3項の承認を受けた者は、給付金の給付を受けようとするときは、市長に給付申請書(様式第5号)を提出しなければならない。給付申請は、原則として半年ごとに行うこととし、経営開始後1年を超えて申請したときは、既に経過した年数分は、給付対象としない。

2 市長は、前項の給付申請書を受けたときは、申請内容を確認の上、適当であると認める場合は、予算の範囲内で給付金を給付するものとする。なお、給付金の給付は、原則として半年ごとに行うものとする。

3 第1項の申請を行った者が、経営開始計画の変更に伴い、給付申請の内容に変更が生じる場合は、市長に変更給付申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

4 市長は、前項の変更の申請を受けたときは、変更申請の内容を審査の上、変更の内容が適当であると認める場合は、予算の範囲内で変更した内容に基づき給付金を給付するものとする。

(給付金の停止等)

第7条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、給付金の給付を停止する。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなった場合
- (2) 農業経営を中止した場合
- (3) 農業経営を休止した場合
- (4) 第12条第1項の報告を行わなかった場合
- (5) 第12条第2項の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと事業実施主体が判断した場合(経営開始計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業従事日数が

一定以下（年間150日程度）である場合、事業実施主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）

- (6) 給付対象者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。）が250万円以上であった場合（その後、250万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。）

（給付金の中止等）

第8条 給付金の給付を受けた者（以下「給付金受給者」という。）は、給付金の受給を中止するときは、市長に中止届（様式第7号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、給付金受給者から中止届の提出があった場合、又は前条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

（給付金の休止等）

第9条 給付金受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は、市長に休止届（様式第8号）を提出しなければならない。また、休止届を提出した給付金受給者が就農を再開する場合は、経営再開届（様式第9号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、給付金受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は、給付金の給付を中止する。

- 3 市長は、給付金受給者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認める場合は、給付金の給付を再開する。

（給付金の返還）

第10条 給付金受給者は、次に掲げる要件に該当する場合は、給付金を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合で、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第7条第1号から第5号までに掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。

- (2) 虚偽の申請等を行った場合は、給付金の全額を返還する。

- 2 市長は、給付金受給者が前項に該当した場合は、給付金受給者に給付金の返還を命ずるものとする。

- 3 市長は、給付金受給者から給付金の返還があったときは、速やかに返還された給付金を兵庫県に対して返還するものとする。

(給付金返還の免除)

第11条 給付金受給者は、前条第1項ただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当し、返還の免除を受けようとする場合は、返還免除申請書（様式第10号）を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の返還免除申請書の申請内容が妥当と認める場合は、給付金の返還を免除することができる。

(就農状況報告)

第12条 給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6箇月の就農状況報告（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の就農状況報告を受けたときは、都道府県普及指導センター等の関係機関と協力し、給付金を給付している期間、経営開始計画に即して計画的な就農ができているか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。なお、実施状況の確認については、就農状況確認チェックリスト（様式第12号）により、次のとおり行うものとする。

(1) 給付金受給者への面談

ア 経営開始計画達成に向けた取組状況

(2) 地場確認

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか

イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

ア 作業日誌

イ 帳簿

(住所の変更)

第13条 給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間に居住地を転居したときは、転居後1箇月以内に住所変更届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(立入検査)

第14条 市長は、この事業の適切な実施及び効果を確認するため、給付対象者に対し、必要な書類の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

(公表)

第15条 市長は、給付金受給者が偽りその他の不正行為により、本来受給することのでき

ない給付金を不正に受給したことが明らかとなったときは、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年2月1日から適用する。

附 則（平成25年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年6月7日から適用する。

附 則（平成26年規則第12号）

この規則は、平成26年8月20日から施行する。